

2019年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

民法

1. 問(1)(ア)について

占有改定とは、占有移転の方法の一つである。引渡しの対象である動産について、動産を引き渡す側が、引き渡す相手方に代わって、相手方のために占有する意思表示を表示して相手方がこれに同意した場合に、外形的な占有の態様に変化はないが、これにより相手方に動産の占有が移転する(民法183条)。

動産物権変動の対抗要件は、動産の引渡しであるが(民法178条)、占有改定による占有の移転も、同条の言う引渡しにあたる。

2. 問(1)(イ)について

印刷機械甲を所有していたAは、まずBに200万円で売却し、次いで同じ印刷機械甲をCに300万円で売却している。したがって、印刷機械甲をAは、BとCとに、二重に売却しており、BとCは対抗関係に立っている。

動産所有権の物権譲渡については、引渡しが対抗要件となるから、先に引渡しを受けた者が所有者となる(民法178条)。

これを本問についてみると、まずBは売買契約の直後に、2週間売主であるAが印刷機械甲をBから借用することを申し出て、Bの了承を得ていることから、占有改定によって引渡しを受けたということが出来る。

その後、印刷機械甲を購入したCは、Aから現実に引渡しを受け(民法182条1項)、その後Dに寄託している。

双方とも対抗要件を備えている場合、先に対抗要件を備えたBが対抗関係において優先するから、印刷機械甲の所有権はBに帰属し、Cは確定的に所有権を喪失したAから引渡しを受けたに過ぎないから、無権利者である。

したがって、印刷機械甲の所有権はBに帰属する。

3. 問(2)

Bは、Eに対して、所有権に基づく物権的返還請求権に基づいて、印刷機械の甲の返還を求めていると考えられる。この場合、Bが主張すべき事実は、Bが印刷機械甲を所有していることと、Eが印刷機械甲を現に占有していることである。

これに対して、Eは、即時取得（民法192条）が成立したことを主張して、Bに反論することが考えられる。

即時取得の要件は、動産を取引行為によって、平穩、公然に占有をはじめ、占有の開始時に前主に所有権がないことについて、善意かつ過失がないことである。

Eは無権利者であるCから印刷機械甲を購入しており、代金の支払いとともに、倉庫業者DはCの指示によりEのために占有を開始しているから指図による占有移転の方法（民法184条）によって引渡しを受けたものと言える。また、Eの占有取得方法は、平穩かつ公然なものであって、これに反する事情もうかがわれないうし、EはBが所有者でありCには所有権がないことについても善意かつ無過失であった。

民法192条の占有の取得は、外形上客観的に占有するものでなければ、公信の原則による保護を受けられないものと考えられるが、本問では、倉庫業者Dは、乙倉庫の物品台帳の名義をC名義からE名義に書き換え、外形的にもEが占有していることは明らかな状況となっていることから、このような事情のもとでは、民法192条の占有の取得があったものと考えられる。

したがって、Eは即時取得によって印刷機械甲の所有権を取得したから、その結果、Bは所有権を喪失しており、Bの引渡請求は認められない。

以上